

県立社会福祉施設のこれまでの見直しの状況・新たな課題等

令和6年9月3日現在

区分	施設名	設置場所	施設の種別	定員		見直しの方向		これまでの見直しの状況 (H29-R5)	社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等	今後の見直しの方向性（案）
				H28	R6	あり方意見具申 (H28)	工程表 (H29)			
県直 当 施 設	女性のための相談支援センター	福島市	女性自立支援施設 (旧：婦人保護施設)	20	20	本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。また、同伴児と入所する女性や家事等の生活スキル獲得が必要な女性に対しては、引き続き支援の充実を図っていく必要がある。	複数人の同伴児と入所する女性の増加及び入所の長期化傾向に対応した支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要な女性からの相談を受け、保護が必要と判断された場合に一時保護を行い、それ以後も自立支援のための保護が必要な場合には長期保護を行っている。 ・貧困や心身の疾患等の問題や、外国人である場合の通訳の活用等、個別のケースに応じて、関係機関との連携を図りながら対応している。 ・R6.4 に施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、施設の種別が「婦人保護施設」から「女性自立支援施設」に名称変更となる。 ○利用者に安全で快適な生活を提供するため、施設改修、設備等の更新により環境整備を行った。 ・H30年度 中央監視装置更新（～H31年度）、監視カメラ及び防犯システムの更新工事を実施。 ・H31年度 エレベーター改修工事を実施。 ・R2年度 電話設備交換工事を実施。 ・R4～5年度 給湯温水器交換工事を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧売春防止法から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「新法」という）により、女性支援事業が行われることとなった。 ・新法では、性的被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性が支援の対象となった。 ・また、新法では、居場所がなく、家出をしたり、繁華街でさまよっているような、若年女性への支援も対象となった。 	本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により支援対象が拡大されたことを踏まえ、性的被害を受けた女性や若年女性なども含め、広く支援を行うため、一層の支援スキル向上を図る必要がある。
	総合療育センター	郡山市	医療型障害児入所施設 児童発達支援センター	80	80	引き続き、療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、県が運営する必要がある。	本県の療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、今後も県立施設として運営していく。	<ul style="list-style-type: none"> ○H29.4～年次計画による施設改修、設備等の更新を実施した。 ・R2年度 「通所棟外壁等改修工事」「外来トイレ改修工事」を実施。 ・R3年度 「歯科治療ユニット等の備品更新」「自家発電整備更新工事」を実施。 ・R4年度 「講堂天井改修及び空調工事」（～R5年度）、「中央棟事務室系統エアハンユニット更新工事」を実施。「セントラルモニター」、「重心用サークルベッド」を設置。 ・R5年度 「中央棟外壁等改修工事」「小荷物専用昇降機改修工事」を実施。「X線撮影装置」「FGR画像読取装置」「骨密度測定装置」を設置 ○H30.4～将来的な施設のあり方及び今後のサービス提供体制の充実策等について、現在の施設の状況、人員配置等を考慮しながら随時検討を行った。 ・R元年度 小児科等、診療待機期間の長い診療科における、R2年度の医師配置など診療体制の拡充を図った。 ・R2年度 情報端末機器の導入による遠隔診療を実施。通所事業の運営時間見直しによりサービス提供体制の充実を図った。 ・R3年度 マイナンバーによる健康保険証のオンライン資格確認システムを導入し、利用者の利便性向上を図った。 ・R4年度 医療的ケア児支援センターを開設し、医療的ケア児の相談支援の拠点として位置づけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科、精神科、発達障がい者支援センター等の診療・支援体制が整備されているが、県内全域からの受診・相談希望が増加しており、初診までの待機期間が長期化している。 ・医療的ケア児支援センターについて、医療的ケア児の認知の高まり等により、県内全域からの相談が増加しており、地域における支援体制の整備が必要になっている。 ・施設や医療機器・設備が老朽化しており、計画的な修繕や更新が必要になっている。 	本県の療育体制の中核機関及び地域療育体制を支援する拠点機関としての機能を維持・強化しながら、引き続き、県立施設として運営していく必要がある。あわせて、施設や医療機器・設備の老朽化への対応として、計画的な施設の修繕や設備等の更新を進めていく。
	福島学園	須賀川市	児童自立支援施設	50	50	本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。また、虐待や発達障がい等起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所との連携を図りながら、取り組んでいく必要がある。	児童相談所との連携を図りながら、虐待や発達障がい等起因する問題行動を抱える児童への支援に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ○福島学園自立支援検討会を開催し、福島学園と児童相談所との間で入所児童への自立支援計画の検討、協議を実施してきた。自立支援計画の策定により職員、児童ともに入所後の見通し、目標を持つことができ、児童の生活、情緒の安定につながった。 ○入所児童の生活環境改善のため、施設改修、設備等の更新を行った。 ・H30年度 プール改修工事（～H31年度）、本館排煙窓改修工事を実施。 ・R元年度 男子寮浴室改修工事を実施。 ・R2年度 本館及び寮舎エアコン改修工事を実施。 ・R3年度 女子寮浴室改修工事を実施。 ・R4年度 寮舎給湯配管改修、男子寮浴室改修工事を実施。 ・R5年度 本館及び寮舎受水槽交換工事、寮舎地下重油タンク改修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童については、非行行為よりも虐待や発達障がい等起因する問題を抱える児童が多くなってきており、児童相談所や医療機関と連携しながら、児童の状況に応じた支援を行う必要がある。 ・寮舎について、現代の生活スタイルや入所児童の特徴に合わなくなっている。 ・経年劣化に伴い施設や設備が老朽化しており、計画的な修繕や更新が必要になっている。 	本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。また、虐待や発達障がい等起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所や医療機関と連携しながら、支援体制を整えていく。あわせて、計画的な施設の修繕や設備等の更新を行い、生活環境の改善を進めていく。
	若松乳児院	会津若松市	乳児院	40	40	本施設には、疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されていることを踏まえれば、医療機関との連携を図る必要がある。また、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう乳幼児から少年期まで一貫した養育環境の確保を図るため、児童養護施設との併設も検討する必要があることから、これらの可能性を検討していくべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 【目標1】疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されている施設として、医療機関と連携した新たな乳児院のあり方について検討する。 【目標2】乳幼児から少年期まで一貫した養育環境の確保を図るため、児童養護施設との併設も検討する必要があることから、これらの可能性を検討していくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.8.1～H31.3.20 福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて、「福島県家庭的養護推進計画の見直し（福島県社会的養育推進計画の策定）」及び「新たな乳児院のあり方」を審議。 ・H31.3.27 子育て支援推進本部会議において、「福島県社会的養育推進計画」及び「新たな乳児院のあり方」に係る対応方針」を決定。同計画に乳児院の多機能化・機能転換に向けた取組を明記。 ・R1.10.29、R2.2.14 新たな乳児院に係る基本構想策定ワーキンググループを開催。 ・R2.3.11 基本構想を公表 ・R2.7.16 事業提案公募を開始 ・R2.11.13 指定管理候補者として公益財団法人星総合病院を選定公表 ・R3.8.10 乳児院整備計画を策定し公表 ・R4.12 新たな乳児院の実施設計完了 ・R5.4.8 星総合病院が複合施設建設工事着工（起工式） 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の運営に関する事業提案を受け、指定管理候補者に選定された星総合病院と県が協力して事業を展開することとなった。 ・新たな乳児院は、星総合病院が新複合施設内に整備し、県では、県が求める乳児院の機能が適切に整備されるよう進行管理を行い、開院に向けて準備を進めている。開院後は県が賃借料を支払う予定。（建設中の新施設は令和7年2月に竣工の見込み） 	指定管理者制度による運営に向けた手続きを引き続き適切に行っていく。なお、令和2年3月に公表した「新たな乳児院に係る基本構想」に基づき、指定管理者制度移行から10年後を目途に民間移譲を目指す。
県直 当 施 設	大笹学園	福島市	福祉型障害児入所施設	45	45	新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを総合的に分析し、将来的な社会福祉法人への移譲等について今後のあり方を検討する必要がある。	新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを総合的に分析し、社会福祉法人への移譲等について検討していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・R元.10.30 第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、大笹学園のあり方について諮問。 ・R2.1.10 第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、「指定管理者制度」の導入の方向性を決定。 ・R2.2.4 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、意見答申内容について概ね了承。 ・R2.3.3 社会福祉審議会児童福祉専門分科会より県に対し意見答申提出。 ・R2.3.24 県子育て支援推進本部会議において、指定管理者制度の導入を県の方針として決定。 ・R3.8.18～8.31 指定管理者の公募を実施するも応募団体がなく、また年度内の再募集について応募が見込めなかったことを踏まえ、次年度の公募実施に向けて改めて検討することとした。 ・R3～R4年度 県内で障害児入所施設等を運営する法人に聞き取り調査を実施し、「他地域への事業拡大はしない方針である。」、「人材確保が難しい。」等の意見があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅ニーズの高まりから地域事業所等での受入が進んできたことや、少子化に伴う児童数の減少などにより、県内障害児入所施設の入所率が低下している。 ・入所児童の3～4割が重度又は最重度の知的障がい等を有するほか、自閉症を伴うなど専門性の高い処遇を必要とする児童が多い。 	県内の障害児入所施設の入所率が低下していることから、民間施設も含めて県全体の需要を見極めながら、指定管理者制度への移行も含め、運営のあり方を慎重に検討していく必要がある。また、専門性の高い処遇を必要とする児童への対応については、児童相談所や医療機関等と連携しながら、支援体制を整えていく。
	郡山光風学園	郡山市	福祉型障害児入所施設	20		今後の入所児童数の見直しや地域へのサービス提供の方法、特別支援教育との連携方法等を踏まえ、将来的な施設のあり方について、検討していく必要がある。	今後の入所児童数の見直しや地域へのサービス提供の方法の検討等を踏まえ、将来的な施設のあり方について検討していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・R2.3.3 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、当該施設の現状及び令和3年度からの施設の休止の方向性及び、休止に伴う対応について説明し、了解を得た。 ・R2.3.24 県子育て支援推進本部会議において、令和3年度からの施設休止を県の方針として決定。 ・R2.11.18 第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催。施設休止後のあり方について諮問。 ・R3.2.26 社会福祉審議会児童福祉専門分科会より県に対し、廃止が適当とする意見答申提出。 ・R3.3.23 県子育て支援推進本部会議（書面開催）において、R3.4.1より休止、R3年度末で廃止と決定。 ・R4.3.31 郡山光風学園廃止。 		

県立社会福祉施設のこれまでの見直しの状況・新たな課題等

令和6年9月3日現在

区分	施設名	設置場所	施設の種別	定員		見直しの方向		これまでの見直しの状況 (H29-R5)	社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等	今後の見直しの方向性（案）
				H28	R6	あり方意見具申 (H28)	工程表 (H29)			
指定管理施設	太陽の国 ひばり寮	西郷村	障害者支援施設 (旧身体障害者更生施設)	100	80	「障害福祉サービス事業所」と連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲するべきなのか検討する。	広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など従来からの役割を果たしつつ、利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行っていく。	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・けやき荘は平成30年度から、かしわ荘は令和元年度から、ひばり寮及び、かえで荘は令和6年度から定員を各80名に変更している。 ・けやき荘、かしわ荘は新築移転工事を実施。 ・新けやき荘はR5年度に開所。新かしわ荘はR6年度秋に開所予定。	・24時間継続の要支援等、地域生活の困難者の入所希望へと変化しつつある。 ・重介護状態にある入所者が多くなり、要望する地域生活の移行先の支援等では不足する等の理由から、入所期間が長期化している。 ・ひばり寮、かしわ荘及びかえで荘は、平成18年の障害者自立支援法の施行前の設備基準を経過措置により準用していること等により、居室、廊下、トイレ等が狭隘化している。	・引き続き身体障がい者や知的障がい者の県立施設（指定管理施設）として位置づけ、運営する。 ・ひばり寮については大規模改修等を進めるとともに、かえで荘については建替等を進めていく。 ・専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。
	太陽の国 けやき荘	西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80					
	太陽の国 かしわ荘	西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80					
	太陽の国 かえで荘	西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80					
	ばんだい荘 あおば	猪苗代町	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	60	60					
	ばんだい荘 わかば	猪苗代町	福祉型障害児入所施設 (旧知的障害児施設)	40	40	地域移行を着実に進めるとともに、引き続き県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲するべきなのか検討する。	利用者の地域生活への移行を着実に進めていく。当面指定管理を継続していくが、引き続き社会福祉法人等への移譲も含めて検討する。	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・適正な定員規模について、社会福祉事業団と協議検討する。	（あおば） ・行動障がいや発達障がい、重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活移行先での支援等では対応できないため、入所期間が長期化しつつある。 （わかば） ・年齢が高くなり家庭での養育が困難になったケースや行動障がいや発達障害、さらに重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等ではサービスが不足する等の理由から、入所期間が長期化しつつある。 （わかば） ・在宅ニーズの高まりによる障害児通所支援事業所等の受入体制整備が進んだことや、少子化に伴う児童数の減少等により入所児童数の減少が見込まれている。 （共通） ・精神障がいや併せ持つ知的障がい者やてんかん等の医療的ケア等を必要とする入所者が増えている。	・あおばについては、地域の相談支援専門員による定期的モニタリングで施設サービスの実践と成果を検証するとともに、地域資源等の活用も踏まえ、必要な入所期間に限定することで、安易な長期化の防止を図っていく。 ・わかばについては、入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、適切な定員数について検討を進める。 ・必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営について検討を行っていく。

太陽の国のこれまでの見直しの状況・新たな課題等

令和6年9月3日現在

区分	施設名	施設の種別	見直しの方向		これまでの見直しの状況 (H29-R5)	社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等	今後の見直しの方向性（案）		
			H28	R6				あり方意見具申 (H28)	工程表
	ひばり寮（再掲）	障害者支援施設 (旧身体障害者更生施設)	100	80	広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など従来からの役割を果たしつつ、利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行っていく。	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・けやき荘は平成30年度から、かしわ荘は令和元年度から、ひばり寮及び、かえで荘は令和6年度から定員を各80名に変更している。 ・けやき荘、かしわ荘は新築移転工事を実施。 ・新けやき荘はR5年度に開所。新かしわ荘はR6年度秋に開所予定。	・24時間継続の要支援等、地域生活の困難者の入所希望へと変化しつつある。 ・重介護状態にある入所者が多くなり、要望する地域生活の移行先の支援等では不足する等の理由から、入所期間が長期化している。 ・ひばり寮、かしわ荘及びかえで荘は、平成18年の障害者自立支援法の施行前の設備基準を経過措置により準用していること等により、居室、廊下、トイレ等が狭隘化している。	・引き続き身体障がい者や知的障がい者の県立施設（指定管理施設）として位置づけ、運営する。 ・ひばり寮については大規模改修等を進めるとともに、かえで荘については建替等を進めていく。 ・専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。	
	けやき荘（再掲）	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80					
	かしわ荘（再掲）	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80					
	かえで荘（再掲）	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80					
指定管理施設	太陽の国クリニック	外来：7診療科 病床数：10床（一般）	-	-	・太陽の国病院については、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、患者・家族の意思を尊重した看取りの推進等による入院稼働の減少のため、診療体制について検討する必要がある。 ・また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たすとともに、今後は地域で暮らす障害のある方のニーズを踏まえた医療の提供についても検討していく必要がある。	・太陽の国病院については、医師を始めとした医療従事者の確保を図る。 ・病院の運営方法については、指定管理を継続していくが、入院稼働の減少に対応し、診療体制の見直しを行う。 ・また、入所者だけでなく、地域に開かれた医療機関としての役割も果たしていく。	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・R2.3 病院を診療所化するための基本的な事項を決定 ・R2.6 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例改正（R3.4～太陽の国病院を有床診療所化し、太陽の国クリニックと名称変更） ・医師の確保に向け、関係機関（医大等）への協議等を実施。 ・診療体制見直しについて、指定管理者（社福）福島県社会福祉事業団）とともに関係機関との調整を進めているところ。	・医療従事者（医師・看護師・薬剤師・診療放射線技師等）の確保が困難な状況にあることに加え、医師の働き方改革等の社会情勢も考慮した医療人材の確保が必要である。 ・重度の障がいを抱える太陽の国施設入所者が高齢化している実態及び県南地域の医療提供体制を踏まえた上で、機能や規模の見直しを継続する必要がある。 ・施設が老朽化していることに加え、診察室やトイレが現在の利用実態に適合しておらず、改修を要する箇所が存在する。	太陽の国施設入所者が安心して生活するためには、定期的・継続的な健康管理を行い、迅速に医療的ケアを提供できる体制が不可欠であり、医療機関が必要であるため、引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、機能や規模についての見直しを継続する。 ・また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていくとともに、クリニックの役割を踏まえた上で、施設の老朽化に対応するための大規模改修等を進める。
	交流センター	研修施設	-	-	当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく必要がある。 ・また、利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法など幅広く、利活用の方策を検討していく必要がある。	厚生センターについては、施設の有効活用方法について検討し、30年度中に宿泊機能の存廃について決定する。（宿泊機能を廃止する場合は、1年間程度の周知期間を設ける。）	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・H31.4 名称を交流センターに改称 ・R5.4 宿泊機能廃止	・コロナ禍以降、研修や会議のオンライン化が進んでおり、会議室の活用ニーズが減少している（R5実績（事業団利用除く）：利用件数8件、利用者延べ約200人）。 ・認知症カフェ等の村と連携した地域住民との交流イベントを行うなど、利活用推進を図っているが、西郷村中心部から離れた立地もあって定着が難しい。 ・R5.4の宿泊機能廃止以降、食堂利用も1日当たり10人程度に減少したため、R5.10より事前予約制に変更した。その後も更に利用者が減少している。	宿泊機能廃止後の利用状況や現状のニーズを踏まえ、交流センターの機能や役割について、他施設での代替可能性を含めて検討を行う。 ・検討結果を踏まえ、施設機能が他の施設で代替可能な場合は、計画的に施設を廃止していく必要がある。
	勤労身体障がい者体育館	体育館	-	-	当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく必要がある。 ・また、利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法など幅広く、利活用の方策を検討していく必要がある。	引き続き適切に管理しながら、有効に活用していく。	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・計画的に修繕を実施	・利用者が固定化され新規利用は伸び悩んでいるものの、地域の障がい者スポーツ団体や一般団体の活動の場として定期的に利用されている（R5実績：利用件数約280件（障がい者スポーツ団体：約160件、一般団体約120件））。 ・利用者の安全性の確保のため、施設機能の維持に最低限必要な修繕工事を実施している（R1：アリーナ床補修工事、R3：雨漏り修繕、R4：アリーナ照明器具交換工事、玄関ロビー照明更新工事、R6：ホール耐震天井改修工事等）。 ・これまで、地域の障がい児者、地域スポーツ団体等との交流という役割を担ってきたことから、障がい児者や関係者が利用しやすい施設として、引き続きその役割を果たす必要がある。	将来的に大規模修繕や建替が必要になるまでは、安全性を確保しながら活用していく。 ・また、新規利用者の獲得のため、地域への効果的な周知広報を検討していく必要がある。
	中央公園	公園	-	-	中央公園は共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討する必要がある。	引き続き適切に管理しながら、有効に活用していく。	H31.3 けやき荘・かしわ荘の建替え用地とするため用途廃止		

太陽の国のこれまでの見直しの状況・新たな課題等

令和6年9月3日現在

区分	施設名	施設の種別	見直しの方向		これまでの見直しの状況 (H29-R5)	社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等	今後の見直しの方向性(案)		
			H28	R6				あり方意見具申 (H28)	工程表
委託 管理 施設	管理センター	太陽の国事務局施設	-	-	管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討する必要がある。	引き続き適切に管理しながら、有効に活用していく。	施設が老朽化しており、必要な修繕を計画的に行う必要がある。	管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しや建替状況を踏まえて、必要な機能及び修繕を検討する必要がある。 給食センターと洗濯センターについては、現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較するなど、運営の効率性を検証しつつ、入所者の生活の質を考慮した上で、今後の方向性を検討する必要がある。	
	給食センター	太陽の国の食事提供業務	-	-	現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較するなど、運営の効率性を検証した上で、今後の方向性を検討する必要がある。		計画的に修繕を実施しながら活用している。		近年の物価高騰を踏まえ、現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較するなど、運営の効率性を検証した上で、今後の方向性を検討する必要がある。
	洗濯センター	太陽の国の洗濯業務	-	-	社会福祉事業団に移譲した施設の合併浄化槽の設置状況を踏まえ、計画的に施設を廃止する必要がある。				H28年度対応方針のとおり廃止等していく。
	終末処理場	汚水処理施設	-	-	煙突及び地下重油タンク、各施設を結ぶパイプラインや高架等の残っている施設を計画的に撤去する必要がある。	H28年度対応方針のとおり廃止等していく。	計画的に残存設備を撤去しており、R6は煙突の解体工事を実施予定。		地下重油タンクが残存している。
	エネルギーセンター	熱エネルギー供給施設	-	-	人材確保のため福利厚生充実が必要である一方で、民間アパートも充実してきていることから、当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく必要がある。	H28年度対応方針のとおり廃止等していく。	R4.3 施設の老朽化及び利用者の減少等に伴い解体		引き続き地下の残存設備を計画的に撤去していく。
	白樺寮	職員寮	-	-					